

# 訪問介護重要事項説明書

## 《第1号訪問事業》

みずほヘルパーステーション

# 訪問介護重要事項説明書

## 1. サービスについての相談窓口

担当	有田 千秋
電話	082-433-5737(午前8時30分～午後5時30分)

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

## 2. みずほヘルパーステーションの概要

### 1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	みずほヘルパーステーション
所在地	東広島市志和町志和東 810 番地 1
サービスの内容	第 1 号訪問事業
通常の事業の実施地域	東広島市(黒瀬町、河内町、安芸津町を除く)

※上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

### 2) 事業所の職員体制

( )内は兼務、単位;名

区 分	資 格	常 勤	非常勤	合 計
施設長兼管理者		(1)		(1)
サービス提供責任者	介護福祉士	(1)		(1)
訪問介護員	介護福祉士		4	4
	ヘルパー2級		1	1
	介護職員初任者			
事務員		1		1

### 3) サービスの提供日時

時間帯区分	早 朝	通常時間帯	夜 間	深 夜
	6:00～8:00	8:00～18:00	18:00～22:00	22:00～6:00
平 日	△	○	△	△
土・日・祝祭日	△	○	△	△

※午前8時から午後6時までとする。

ただし、早朝、夜間、深夜時間、年末年始(12月31日から1月3日)及びお盆(8月13日から8月15日)につきましては、応相談とさせていただきます。

※緊急の場合は、サービス提供責任者までご連絡ください。

### 4) サービス提供責任者

サービス提供責任者は重要事項説明書別紙の通りです。

### 3. サービス内容

項目	サービス内容	備考
身体介護	・食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位変換 等	
生活援助	・買い物・調理・掃除・洗濯等	
その他のサービス	・生活、身体、介護に関する相談および助言・関係機関との連絡	

※ご提供するサービスの内容は毎月「〇月分予定表」に記載しお届けします。

### 4. 利用料金

利用料金は重要事項説明書別紙「利用料金一覧表」の通りです。

### 5. キャンセル料

- 1) ご利用当日のサービス開始2時間前までに、サービス中止のご連絡がない場合は、ご利用料金(月額)の「10%」をお支払いいただきます。
- 2) お支払いの方法は「介護予防・日常生活支援総合事業契約書第5条(利用料等の支払い)」に定める方法とします。

### 6. 料金のお支払い方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、当月20日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払いの方法は次の方法とします。(いずれかの方法を選んでください。)

ア	現金	集金	持参	その他( )
イ	口座引落	預金口座振替依頼書に基づいて引落します。		
ウ	その他			

### 7. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- 1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - ① 医療行為及び医療補助行為
  - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
  - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など
- 2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- 3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

## 8. 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せに基づき、主治医、救急隊、ご利用者のご家族および居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター等へ連絡いたします。

尚、連絡先等につきましては、利用者基本情報、第1号訪問事業(訪問介護)支援計画表及び、情報提供票、居宅サービス計画書の記載内容に準じます。

## 9. 事故発生時の対応

- 1) 事業所は利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には速やかに必要な措置を講じるとともに、当該利用者の家族および当該利用者に係る居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに連絡をいたします。
- 2) 事業所は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を作成し、5年間保管いたします。
- 3) 事業所は利用者に対するサービスの提供により事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には速やかにその損害を賠償します。

## 10. サービスの内容についての相談・苦情等の窓口

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- 1) 疑義や苦情が発生した場合、管理者または主任ヘルパーが対応し、居宅介護支援事業所を交えた担当者会議等にて調整する。
- 2) 疑義や苦情に関して、必要に応じて利用者（及びその家族）、関係市町村、その他関係機関に連絡し処理する。
- 3) ヘルパーミーティング及び関係者による連絡調整会議を定期的を開催し、苦情の発生原因を追求し再発防止にむけたサービス向上に努める。

当ヘルパーステーションの相談・苦情の窓口			
担 当	有田 千秋	電 話	(082)433-5737
受付時間	月曜日から土曜日の営業時間内(午前 8:30～午後 5:30)		
その他の相談窓口			
東広島市 地域包括ケア推進課		電 話	(082)420-0984
広島県国民健康保険団体連合会(介護保険課)		電 話	(082)554-0783
受付時間	月曜日から金曜日の営業時間内(午前 8:30～午後 5:15)		

第1号訪問事業(訪問介護)の提供開始にあたり、利用者に対して本書面によって重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人みずほ会

事業所 みずほヘルパーステーション

住所 東広島市志和町志和東810番地1

説明者 .....印

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所.....

氏名.....印

代理人 住所.....

氏名.....印

続柄.....